



みどり防災ずんちゃん

気候変動ニュースレター

1. 国際サステナビリティ基準委員会 (International Sustainability Standards Board: ISSB)

ISSB が策定し市中協議に付された、サステナビリティ関連および気候関連開示に関する公開草案が、各国におけるサステナビリティ開示基準のベースラインとなることが想定され注目されており、損保協会としても、国際的な基準策定の議論に積極的に参加すべく、当該草案への意見を提出しました。この状況を踏まえ、今回のニュースレターでは ISSB を取り上げます。

(1) ISSB とは？

ISSB は、国際会計基準の策定を担う国際財務報告基準財団 (International Financial Reporting Standards Foundation: IFRS 財団) により設立された団体であり、「公共の利益のために、投資者の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発するための機関である」とされています。

(2) ISSB 設立の背景

① 開示情報における基準の必要性

近年、企業による ESG (Environment・Social・Governance) への取り組みが加速しており、その背景には、国・地域の方針・政策による後押しのほか、消費者や投資家による要請の高まりがあげられます。特に投資家は企業の ESG への取り組みを重視しており、取り組みの評価にあたっては、企業の ESG に関する情報 (ESG 情報・非財務情報) を必要とします。企業は ESG に関する情報を開示することになりますが、基準がない中では、どういった情報をどのように開示すべきかの判断ができず、投資家側も情報の評価・比較が困難となります。

こうした課題に対応すべく、以下のような様々な機関が ESG 情報の開示基準を設定しています。

- ・GRI (Global Reporting Initiative)
- ・IIRC (International Integrated Reporting Council 国際統合報告評議会)
- ・SASB (Sustainability Accounting Standard Board サステナビリティ会計基準審議会)
- ・CDP (Carbon Disclosure Project)
- ・CDSB (Climate Disclosure Standard Board 気候変動開示基準委員会)
- ・TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures 気候関連財務情報開示タスクフォース)

② 開示基準の乱立と協調・統一

このような、「一定の基準」の必要性を背景として、複数の機関が、様々な開示基準を設定・公表しました。この結果、企業はどの基準を参考とすべきかの判断が難しく、また複数の基準に合致した情報開示にかかるコストが負担となっている現状があります。また、情報の利用者である投資家も企業が複数の異なる基準を用いて情報を開示することにより、企業間の比較が難しいという問題も発生しました。

このような基準の乱立による混乱が発生している状況を受け、2020 年 9 月には、主要な基準の設定機関である

GRI、IIRC、SASB、CDP、CDSBの5団体によって、包括的な企業報告に向けた共同声明が公表されるなど、乱立する基準の協調・統一の動きがみられました。

時を同じくして、IFRS財団は、2020年9月にIFRS財団評議員会が公表したサステナビリティ報告に関するコンサルテーション・ペーパー（協議文書）への好意的な反応を踏まえ、2021年3月に統一的な基準策定に向けた準備作業を行うための技術準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）を創設、同年11月にCOP26に合わせて国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立が公表されました。IFRS財団は2022年1月にCDSBを統合、2022年8月にはVRF（IIRC、SASB）を統合し、ISSBのもとでサステナビリティ情報開示の統一的な基準の検討が進められています。

なお、日本においても、国際的なサステナビリティ開示基準の開発に対する意見発信や国内基準の開発を行うための体制整備が必要との認識から、公益財団法人財務会計基準機構（FASF）が2021年12月、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）設立の決議と同時にSSBJ設立準備委員会を設置し、2022年7月1日にSSBJを正式に設立しました。

（3）IFRSサステナビリティ開示基準

①2つのプロトタイプ、公開草案の公表

ISSBは統一的な基準であるIFRSサステナビリティ開示基準の策定を進め、当該基準は、企業価値評価、投資判断に資する企業のサステナビリティ情報の開示要件を定めるものとして、各国の開示に関する規制と互換性を意識しつつ、サステナビリティ情報開示のベースラインとして利用されることが想定されています。

2021年11月、ISSB設立公表に合わせて、TRWGによって開発された2つのプロトタイプ、「サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項プロトタイプ」、「気候関連開示プロトタイプ」が公表され、2022年3月には、当該プロトタイプをベースとした開示基準の公開草案が公表されました。ISSBは2022年7月末まで行われた市中協議の結果を踏まえて、2022年末までに新しい基準を公表することを目指しています。

②サステナビリティ関連財務情報開示の全般的要求事項（S1基準案）とは？

ISSBが開発する、IFRSサステナビリティ開示基準の共通の表示基準。一般目的財務報告の利用者が、企業価値に関する重大なサステナビリティ関連のリスクおよび機会の影響を評価することが可能となる情報の開示を企業に求めるための、IFRSサステナビリティ開示基準共通の開示要求を定めることを目的としたとされています。

③気候関連開示（S2基準案本文）とは？

TCFD提言の4要素「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に基づく開示要求。気候関連リスクおよび機会に特化した開示要求を定めることを目的としたとされています。

④産業別開示要求（S2基準案付録B）とは？

SASBスタンダードに基づく産業別（11セクター・68産業）の開示要求。産業固有の定量的・定性的な指標の開示要求を定めることを目的としたとされています。

「保険」産業におけるサステナビリティ開示トピックおよび指標は以下のとおりです。

・サステナビリティ開示トピックおよび指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位
投資管理における環	資管理プロセス及び戦略における環境、社会及びガバナンス	説明及び分析	該当なし

境、社会及びガバナンス要因の組み込み	(ESG) 要因の組み込みアプローチについての記述		
責任ある行動を動機付けるための保険契約	エネルギー効率化及び低炭素技術に関連する正味収入保険料	定量	報告通貨
	健康、安全、又は環境に責任ある活動若しくは行動（若しくはこの両方）（又はこれら複数のもの）を動機付ける商品又は商品の特徴（又はこの両方）に関する説明	説明および分析	該当なし
物理的リスクへのエクスポージャー	天候関連の大規模自然災害から生じた保険商品の予想最大損失額（PML）	定量	報告通貨
	事象のタイプ及び地域別セグメントごと示した (1)モデル化された大規模自然災害及び(2)モデル化されていない大規模自然災害から生じた保険金支払いに起因する金銭的損失の総額（再保険考慮前及び考慮後）	定量	報告通貨
	(1)個々の契約の引受プロセス並びに(2)企業レベルのリスク及び自己資本の充実度の管理への環境リスクの組み込みに関するアプローチについての記述	説明および分析	該当なし
移行リスクへのエクスポージャー	(1) 産業別の炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー、(2)すべての産業へのグロス・エクスポージャー合計及び(3)各炭素関連産業へのグロス・エクスポージャー合計の割合	定量	表示通貨、パーセンテージ (%)
	ファイナンスに係る排出（financed emissions）の計算に含むグロス・エクスポージャーの割合	定量	パーセンテージ (%)
	各産業について、資産クラス別の：(1)絶対総量（absolute gross）の(a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出並びに (2) グロス・エクスポージャー（すなわち、ファイナンスに係る排出（financed emissions））	定量	CO2 換算メートルトン (t)、表示通貨
	各産業について、資産クラス別の：(1) (a)スコープ 1 排出、(b)スコープ 2 排出及び (c)スコープ 3 排出の総排出原単位（gross emissions intensity）並びに (2) グロス・エクスポージャー（すなわち、ファイナンスに係る排出（financed emissions））	定量	物理的又は経済的アウトプット単位当たりの CO2 換算メートルトン (t)
	ファイナンスに係る排出（financed emissions）を計算するために用いた方法の記述	説明及び分析	該当なし

・活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位
セグメント別保険契約数：(1)損害保険、(2) 生命保険、(3)再保険引受	定量	数

(4) 公開草案に対する各種見解

公開草案の内容に関し、SSBJ や、経済産業省の「非財務情報の開示指針研究会」等、様々な組織で議論がなされています。サステナビリティ関連財務情報が企業価値と明確に結び付けられる形で定義され、サステナビリティ関連財務開示が一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な情報を提供するものとして定義されていることへの賛同等、その意義に関しては肯定的な反応がある一方で、詳細については、以下のように様々な意見・提案が示されています。

- ・企業の競争力の源泉やビジネスモデルが多様化する中で、企業間で共通の指標や目標を開示するだけでは、企業価値評価を適切に行うことは難しい。
- ・開示項目が過度に細則的になることで、開示の消極化や定型化を招き、開示情報と企業価値の関連性が減じることは避ける必要がある。
- ・重要性判断において、重要事項（material issue）の粒度や企業価値への影響度の判断の方法自体に過度なばらつきが生じることは避ける必要があり、重要性の検討にあたっての考慮事項、検討プロセス等に関するガイダンス文書が必要である。

（５）損保協会の公開草案に対する意見

前述のとおり、当協会においても公開草案に対する意見を検討し、市中協議において以下のような意見・要望を提出しています。

- ・企業の持続可能性および気候変動に関するリスクと機会に関する財務情報を開示することに賛同する。これらの開示要件の検討においては、開示目的を明確にし、開示することのコスト・便益の比較も考慮したうえで、原則主義的に設定していくべきである。
- ・サステナビリティ関連財務情報の開示は、関連する財務諸表と同時に報告すること、財務諸表と同じ報告期間とすることが求められているが、当協会はこれに同意しない。サステナビリティ関連開示項目は財務諸表で開示する内容よりも細則的であり、開示のための修正やデータの精査に、より時間を要する。同時開示を実現するためには、本基準への準拠について、全ての要求事項の遵守ではなく、財務諸表との同時開示を可能とする簡易的な開示も認めるべきである。
- ・企業がシナリオ分析を実施するエンティティは、企業の戦略に応じて企業に選択が委ねられるべきである。
- ・保険業の移行リスクの開示要件である投資先の GHG 排出量については、開示の継続性と正確性の観点から、計測できた資産クラスや産業から順次開示するなどの緩和または救済措置を認めるべきであり、過渡期である現時点では、要求（requirement）ではなく、推奨（should）にすべきである。

2. 「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（金融庁ディスカッションペーパー）

本年 4 月 25 日に公表されパブリックコメントに付されていた、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（金融庁気候変動ディスカッションペーパー）（案）」について、当協会として以下のような意見・要望を提出しました。

- ・本文書は「対話の着眼点」・「対話の材料」であり、検査・監督にて形式的に適用したり、チェックリストとして用いたりするものでないこと、事例等は参考のために示すものと明記することへの賛同。
- ・本文書の内容、金融機関の気候変動への対応に係る考え方、取組みについて、当局と業界がそれぞれの活動を通じて、社会や顧客企業の理解を促進していくことが重要。
- ・「具体的な目標・評価指標・達成期限を含む事業計画の策定・実行」については、特定の内容の策定を求めるのではなく、各金融機関の規模・特性、気候変動の影響の長期性・不確実性に鑑みて、各機関に合った計画の策

定が求められる、という理解でよいかの確認。

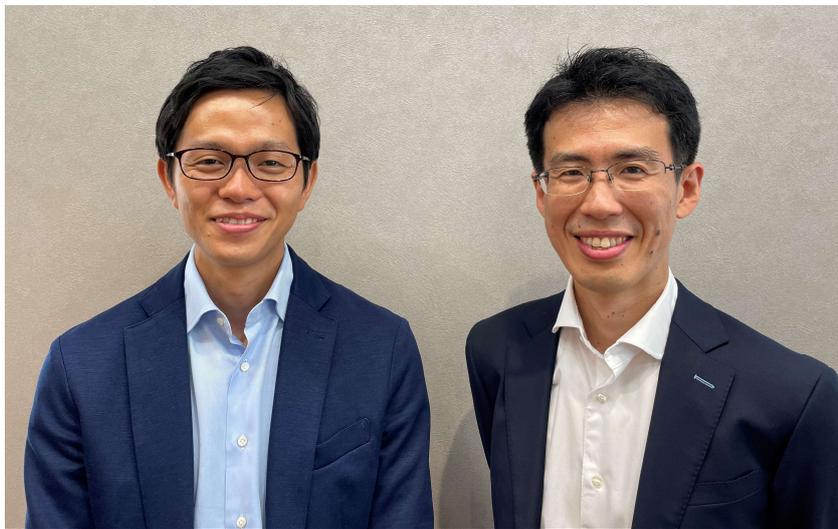
- ・機会及びリスクに関する波及も含めたシナリオ分析については、「波及」の定義や技術的制約等を熟慮する必要があり、現時点で特定の実施内容・期限を定めるものではなく、柔軟に対応していく、という理解でよいかの確認。

上記の意見等も含めた 16 の個人および団体から提出された 49 件の意見・要望を踏まえて、必要な追記・修正がなされ、本年 7 月 12 日、以下のとおり「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方（金融庁気候変動ディスカッションペーパー）」が公表されました。

[kikouhendou_dp_final.pdf \(fsa.go.jp\)](https://www.fsa.go.jp/kikouhendou_dp_final.pdf)

本ディスカッションペーパーに関し、金融庁の考えや保険会社に期待することについて、金融庁総合政策局リスク分析総括課データ分析統括室・村木室長および須賀課長補佐に以下のとおり寄稿いただきました。

【気候変動ディスカッションペーパーを読んだ保険会社（特に中小損保）に対応して欲しいこと（期待）】



金融庁総合政策局
リスク分析総括課データ分析統括室
室長 村木 圭（写真右）
課長補佐 須賀 等（写真左）

金融庁は 7 月に「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」（気候変動ガイダンス）を公表しました。本ガイダンスは、金融機関の気候変動対応に関する取組みを後押しする観点から、気候変動が顧客及び金融機関自身へ与える影響を評価し、適切に対応するために金融機関に必要な態勢や、金融機関が実際に顧客の気候変動対応を支援する上で参考となり得る考え方や事例を示したものとなっています。

本ガイダンスは、金融庁と金融機関との対話の材料として活用することを念頭に置いたものであり、金融機関に対し一律の対応を義務付ける性質のものではありません。損害保険会社においては、すでに気候変動への対応に取り組んでいる例も多くあると認識しておりますが、本ガイダンスをきっかけとして、各損害保険会社の中で、気候変動がビジネスにどのような影響をもたらし、どのように対応を進めていく必要があるのか、あらためて活発に議論をしていただけたらと考えています。

特に、今回のガイダンスでは、金融機関がトランジションを含む顧客企業の気候変動対応を積極的に支援することを通じて、変化に強靱な事業基盤を構築し、自身の持続可能な経営を確保することが重要である、そしてこうした取組みが国全体としてのカーボンニュートラルの実現にもつながっていく、との考え方を強調しています。例えば、損害保険会社においては、気候変動によってもたらされる自然災害の激甚化が保険金支払いの増大につながるおそれもありますが、防災・減災支援等に係るコンサルティング等を通して顧客を支援することで、自身のビジネスの安定につながることもできると考えられます。

気候変動に関連する影響は、長い期間にわたって顕在化し、その発生の仕方や影響の度合いについての不確実

性も高いという特徴があります。また、気候変動に関連する影響は、様々な経路を通じて金融機関に影響を与えることとなりますが、世界の経済・産業・社会が大きな変化にさらされる中、顧客への影響を通じた波及について深く理解することが重要になってきます。こうしたことから、金融機関においては、気候変動に関連する影響の特徴やその波及経路を理解し、中長期的な視点を持って、どのように顧客の気候変動への取組を支援していくことができるか、それを通じて自身のビジネスをどう安定させることができるか、などについて戦略的に対応を検討していくことが重要であると考えています。

一方で、気候変動への対応に係る実務や手法は、様々な分野において議論が進んではいるものの、国際的にも依然として発展途上です。損害保険会社の顧客においても、例えば、自然災害の激甚化等により被害が増加するといった潜在的なリスクが考えられますが、顧客それぞれのビジネスや、地理的な状況等によってそのリスクは様々だと思います。そのため、気候変動がもたらす技術や産業、自然環境の変化等が顧客へどのような影響を与えるかを把握し、顧客の置かれた状況に関する共通認識を、顧客との間で持っていただくことが気候変動対応のスタートになるのではないのでしょうか。その上で、顧客との対話を通じて、顧客のニーズを把握しながら、気候変動対応のための適切な商品・サービスを提供していくという姿勢が期待されると思います。今回のガイダンスが、そのような顧客との対話のきっかけとしても役に立つことができれば幸いです。

金融庁としては、各損害保険会社の規模・特性も踏まえつつ、気候変動対応に資する商品・サービスの提供や防災・減災支援等に係るコンサルティング機能の提供を含めた気候変動対応への取り組み状況を、ヒアリングや対話を通じて確認をさせていただき、それにより把握した好取組事例や課題認識を損害保険会社の皆様に情報共有することで、損害保険業界全体での取り組みを後押ししていきます。

今後とも、損害保険会社の皆様と密に連携して気候変動対応の取組を進めていきたいと思っておりますので、ご理解ご協力よろしくお願い申し上げます。

以上